

## 第2章 取組の柱と施策の展開



▲授業で学ぶ子どもたち

(上段左から、高等学校あぜ塗り実習、高等学校ものづくり実習・木材加工  
下段左から、小学校体育、中学校理科実験)

- ①個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします
- ②人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます
- ③健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます
- ④未来への学びを充実させ、あいちを担う人材を育成します
- ⑤学びがいのある魅力的な教育環境づくりを進めます

# ① 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

## (1) 個に応じたきめ細かな指導の充実

- 「知識基盤社会」<sup>1</sup> となってきた今、子どもたちの学びにおいても、変化の激しいこれからの社会を生き抜く力として、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解く力だけではなく、自ら問題を発見し、主体的・協働的に解決を図っていく力を身に付けることが必要とされています。次期の学習指導要領<sup>2</sup>も、「何を知っているか、何ができるか」「知っていること・できることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの資質・能力の育成を図る視点から検討されています。
- この学校教育に関する大きな改革に対応し、個に応じたきめ細かな指導を充実するためには、少人数教育の充実に取り組み、子どもたち一人一人に目が届くよう教育環境を整備していく必要があります。また、ICT<sup>3</sup>の活用、全国学力・学習状況調査の活用、基礎的・基本的な知識・技能を定着させる工夫などによる授業の改善を通して、「わかる授業」の実現に取り組む必要があります。さらに、「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び(いわゆる『アクティブ・ラーニング』<sup>4</sup>)」を取り入れた教科等の学び、教科等を横断する学びを推進し、これからの社会を生き抜くための資質・能力の育成に取り組んでいくことが必要です。

## 施策体系

### ①指導改善の推進

教育課程と授業の改善、教員研修の充実

### ②少人数教育等学びの環境の整備

少人数教育の充実、外部人材の活用、家庭との連携、校外での学習の支援、ICT環境の整備

1 知識基盤社会：P.5に掲載

2 次期の学習指導要領：平成28年度中に中央教育審議会から改訂内容が文部科学大臣に答申される。小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面実施、高等学校では平成34年度から年次進行により実施予定

3 ICT：P.11に掲載

4 アクティブ・ラーニング：P.6に掲載

## 施策の展開

### ①指導改善の推進

- 学習指導要領の次期改訂を踏まえ、カリキュラム・マネジメント<sup>5</sup>やアクティブ・ラーニングの考え方を取り入れた教育課程の編成と授業改善に関する教員研修、情報提供を行います。また、各学校においても、研修や準備を進めます。
- 主体的な学びとなるように、各教科・科目等の単元や題材、授業の始めでは、児童生徒が授業で「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」等について見通しが持てるように働きかけ、児童生徒自身が学習の計画を立てるなどの工夫をします。また、単元や題材、授業の終わりでは、「自分の学びにどのような意味があるのか」「自分の生活にどのようにつながっていくのか」等についての振り返りを大切にさせ、学びを意味付けていく工夫をします。
- 常に児童生徒が見通しを持って学ぶために、授業の中では「課題把握・課題追究・まとめ」を意識した発問や指示等を工夫します。また、習得・活用・探究という学習プロセスの中で、課題を自ら発見し解決できる学びを目指します。
- 言語に関する能力の育成を図るため、授業の中では「記録する」「要約する」「論述する」「説明したり解釈したりする」「感じ取ったことを表現する」「分析・評価する」などの言語活動を重視した授業を行います。特に、小学校においては、「話す・聞く」「書く」「読む」ことを、各教科等の授業はもとより、教育活動全体の中で計画的・系統的に指導するとともに、家庭での日常生活と結び付くように工夫します。
- 指導の意図や授業の目的に合わせて、デジタルコンテンツ<sup>6</sup>を取り入れるなど、ICTを活用して「わかる授業」づくりに取り組みます。
- 全国学力・学習状況調査の分析結果や、指導改善のための方法を普及・啓発し、市町村教育委員会や小・中学校の取組を支援します。また、各学校においては、自校の全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえ、指導方法の改善に努めます。
- アクティブ・ラーニングに関する研究成果を、愛知県高等学校教育課程研究協議会や研究発表会等を通して全県の高等学校に普及します。

5 カリキュラム・マネジメント：①各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと②教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること③教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること

6 デジタルコンテンツ：デジタルデータで表現された文章、音楽、画像、映像、データベース、又はそれらを組み合わせた情報の集合のこと

## ②少人数教育等学びの環境の整備

- 小学校1・2年、中学校1年における少人数学級や、チーム・ティーチング<sup>7</sup>などによる少人数指導を推進するなど、少人数教育の充実を図ります。
- 特別非常勤講師や社会人講師、退職教員や大学生など、多様な外部人材を活用して学習のサポートが行えるよう、市町村教育委員会と協力して環境を整備し、児童生徒の主体的・意欲的な学習を支援します。
- 児童生徒が減少する地域の小規模校において、国の「小学校複式学級編制基準」を上回る教員の配置を継続するとともに、連携型の中高一貫教育を行う中学校において、連携教育の推進に必要な教員の配置を継続するなど、人口減少地域における教育の充実を図ります。
- 力量のある退職教員を活用し、若手教員の授業力向上を図ります。
- 基本的な生活習慣や学習習慣が定着するように、学校、家庭、地域の連携をさらに強めていきます。
- 放課後子ども教室<sup>8</sup>や土曜学習の活動を補助し、地域の多様な人々が児童の学習を助ける取組を支援します。
- 豊かな言語生活を営めるように、一斉読書<sup>9</sup>の実施や学校図書館の活用等により、本に親しむ機会を充実します。
- 県や地域の図書館、美術館、博物館等を活用し、体験的な学習や問題解決的な学習を行います。
- 課題探究活動や発表活動を取り入れた主体的な学習を行うため、全ての県立高等学校にプレゼンテーションルームを整備することを目指します。
- 外国語教育等を少人数教育で行っている私立高等学校を支援します。
- 情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。
- 実務経験や専門的知識を有する社会人を積極的に活用している私立高等学校を支援します。

7 チーム・ティーチング：複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら学級あるいは小集団を指導する方式

8 放課後子ども教室：地域の様々な方の参画を得て、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動

9 一斉読書：例えば、1時間目が始まる前に、朝の読書として全員で読書に取り組む活動を行っている学校が多い。





▲グループで学び合う授業 ～中学校～



▲アクティブ・ラーニングで深まる授業 ～高等学校～



▲ICTを活用した授業 ～高等学校～

## (2) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり

- 児童生徒の学習に対する興味・関心や進路希望はますます多様化するとともに、不登校傾向や、経済的に恵まれない家庭環境にある児童生徒、日本語能力が十分身に付いていない外国につながる児童生徒などが増加しています。また、社会に出てから、学び直しを希望する人たちも少なからずおり、こうした多様な学習ニーズに対応できる学校づくりが一層重要になってきています。
- 本県では、平成 27 年 3 月に策定した「県立高等学校教育推進基本計画」(高等学校将来ビジョン)に基づき、生徒の多様なニーズを踏まえた様々なタイプの学校づくりを進めているところです。
- 特に生徒の主体的な選択による学習が可能な総合学科<sup>1</sup>は、学ぶことの楽しさや達成感が得られるなどの成果があり、その拡充が求められています。また、教育課程に体験的・実践的な学習を行う専門科目等を取り入れた普通科コース<sup>2</sup>は、時代の変化を踏まえたさらなる見直しが求められています。さらに、自分のペースや興味・関心等に応じて学ぶことのできる昼間定時制課程等<sup>3</sup>へのニーズが高まっており、これらの拡充も必要です。
- 一方、国においては、不登校の児童生徒が学習の機会(場)の一つとしているフリースクール等の制度化について検討しており、学校以外の教育施設等との連携による児童生徒への学習支援が課題となっています。また、義務教育未修了者等の就学機会の確保に向けた施策の検討も進められています。
- また、本県の私立学校には、主に不登校の児童生徒を対象とする中学校や高等学校を始め、児童生徒の多様な進路希望に応える専修学校や各種学校など様々な学校種があり、県民の多様な学びを保障する上で重要な役割を担っており、その振興が必要です。

### 施策体系

#### ①新しい公立高等学校入学者選抜の導入、総合学科の新たな設置、昼間定時制・単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実、私立学校への支援

平成 29 年度入学者選抜から新制度導入、総合学科の設置、普通科コース制の見直し、昼間定時制の配置、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー<sup>4</sup>の配置、中高一貫教育<sup>5</sup>、私立高等学校における生徒へのカウンセリング体制への支援

## ②フリースクール等民間教育施設との連携、中学校夜間学級等学び直しの機会充実

適応指導教室<sup>6</sup>の効果的な活用やフリースクール<sup>7</sup>等との連携、中学校夜間学級の継続等、外国人の子どもへの教育におけるNPO等との連携、中学校卒業後進路が決まらない若者への支援

### 施策の展開

#### ①新しい公立高等学校入学者選抜の導入、総合学科の新たな設置、昼間定時制・単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実、私立学校への支援

- 平成29年度公立高等学校入学者選抜から新制度を導入します。
  - ・三河学区について二つの群を一つにします。
  - ・これまで別日程で実施してきた推薦選抜を、一般選抜の日程に取り込むことで、入学者選抜全体の日程を短縮します。
  - ・思考力・判断力・表現力等を測る問題をこれまで以上に設ける工夫をします。
- 県立高等学校の既存の総合学科への通学が容易でない地域を中心に、新たな総合学科の設置を検討します。
- 県立高等学校の普通科のコースについては、必要に応じて既設コースの改廃や新たなコースの設置を検討します。また、普通科において、体験的で主体的な活動を取り入れた科目、学び直しの科目、職業科目を学校独自に設置するなど教育課程の弾力化を進めます。
- 全県の県立高等学校の配置を考える中で、生徒が興味・関心に応じて科目を選択し、自分のペースに合わせて学習できる昼間定時制課程や全日制課程の単位制高校の設置を検討します。

1 総合学科：普通教育を主とする学科である「普通科」、専門教育を主とする学科である「専門学科」に並ぶものとして、平成6年度から全国的に導入された学科

2 普通科コース：普通科において体験的な専門科目を学ぶことができる科目を設定したコースを設けたもので、本県では平成14年度から導入

3 定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程。1日の内に、特定の時間帯で授業を行う課程を複数組み合わせ合わせて置く2部制、3部制の学校もある。

4 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー：前者は、児童生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談や教職員のコンサルテーションに中心的な役割を果たす臨床心理士等。後者は、児童生徒の最善の利益を保障するため、学校を基盤としてソーシャルワーク（社会福祉）の価値・知識・技術に基づき支援活動を行う社会福祉士等

5 中高一貫教育：三つの実施形態（中等教育学校、併設型の中学校・高等学校、連携型の中学校・高等学校）がある。中等教育学校は、一つの学校として一体的に中高一貫教育を行うもので、新しい学校種として設けられたもの。併設型は、高等学校入学者選抜を行わずに同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。連携型は、市町村立中学校と都道府県立高等学校など異なる設置者間でも実施可能な形態で、中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるかたちで中高一貫教育を実施するもの

6 適応指導教室：不登校の小・中学生に対して、集団生活への適応や基礎学力の補充等のための相談・指導を行い、学校への復帰を支援する教室のことで、市町村が設置する。児童生徒は、小・中学校に在籍したままこの教室に通う。

7 フリースクール：不登校や引きこもり等の児童生徒を対象とした、学校教育の枠にとらわれない民間の学びの場、居場所。理念や支援内容、施設等の形態は様々であり、それぞれが特色ある活動を行っている。

- 全国最多の外国人児童生徒の学びの場を広げるため、県立高等学校の外国人生徒等選抜の実施校の拡大を図るとともに、外国人生徒等の学習活動や学校生活への支援を行う外国人生徒教育支援員の配置拡充に努めます。
- 県立高等学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。
- 県立高等学校の通信制課程におけるスクーリング指導を円滑に実施するため、新たな指導方法の在り方と環境整備について検討するとともに、定時制との併設を含め、今後の通信制高校の在り方について研究します。
- 人口減少地域における連携型中高一貫教育の新たな実施について検討するとともに、中等教育学校や併設型中高一貫教育校についての研究を進めます。
- 県民が多様な教育を受ける機会を確保し、個々の能力や適性にふさわしい教育を受けることができるよう私立学校の振興を図ります。
- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。

## ②フリースクール等民間教育施設との連携、中学校夜間学級等学び直しの機会充実

- 不登校児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながら、フリースクール等との連携を検討していきます。
- 中学校夜間学級については、現在の事業を継続するとともに、地域のニーズを踏まえながら、本県における今後の方向性を検討していきます。
- 外国人の子どもの教育の機会を確保し、教育環境の充実を図るため、学校やNPO等を対象とした情報共有や意見交換のための場をつくるなど、学校とNPO等との連携を検討していきます。
- 進学や就職等進路が決まらないまま中学校を卒業する生徒がいる実態を踏まえ、無業者を生み出さない対策と無業者となった若者への支援策について、関係者が連携して検討していきます。





▲中高連携の事業(サマーセミナーでの五平餅づくり)  
～県立田口高等学校～



▲自分の学びを振り返る高校生

## 第2章

① 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、  
一人一人の個性や可能性を伸ばします

### (3) 特別支援教育の充実

- 小・中学校や高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもへの適切な支援と指導の在り方、特別支援学校の過大化による教室不足や長時間通学の問題、子どもの障害の重度・重複化や多様化への対応など、特別支援教育全般にわたる様々な課題があります。
- こうした課題に対応していくため、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園、小・中学校及び高等学校における支援・指導体制の充実や、特別支援学校の教育環境の整備の推進により、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援と指導を行っていくことが求められています。
- また、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム<sup>1</sup>を構築していくことが望まれています。
- さらに、平成26年度末の県立特別支援学校高等部卒業生の一般企業等への就職率は、全体で36.7%となっており、全国平均の28.8%と比べると高い数値ですが、さらなる就職率の向上のためには、幅広い業種での職場の拡大等、就労支援の充実を図っていくことが重要です。
- 課題の中には、教育委員会や学校だけの努力では解決が難しいものがあります。医療・福祉・労働の各分野との連携や、地域の方々や企業、関係諸機関などの支援により、平成26年3月に策定した「愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン）」に基づく取組を着実に推進していくことが必要です。

## 施策体系

### ①一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実

校(園)内支援体制の充実、異なる学校種間の移行支援の充実、私立学校への支援の推進

### ②特別支援学校の教育環境の整備及び通学環境の改善

新たな知的障害特別支援学校の設置、スクールバスの整備の推進

1 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組み

### ③インクルーシブ教育システムの構築

教員研修の充実、交流及び共同学習の推進、合理的配慮<sup>2</sup>に向けた教育環境の充実

### ④関係機関と連携した就労支援

企業や関係機関との連携による就労支援策の検討、就労アドバイザー<sup>3</sup>の配置

## 施策の展開

### ①一人一人の教育的ニーズに応じた支援・指導の充実

- 校(園)内支援体制の確立に向けた取組を推進します。
  - ・ 幼児児童生徒の個別の教育支援計画<sup>4</sup>及び個別の指導計画<sup>5</sup>の作成率を改善します。
  - ・ 幼稚園や保育所等と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校等との間の幼児児童生徒の個別の教育支援計画の引継ぎ率を改善します。
  - ・ 幼稚園や保育所等に対する県教育委員会主催の研修への参加を促進します。
  - ・ 特別支援教育コーディネーター<sup>6</sup>等の教員の様々な役割に応じた研修を充実します。
  - ・ 特別支援学級担当教員等の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を図ります。
  - ・ 特別支援教育支援員の配置を推進します。
- 特別な支援を要する園児が就園する私立幼稚園(学校法人立幼保連携型認定こども園を含む。)の教育内容の充実を支援します。
- 市町村教育委員会へ「特別支援教育連携協議会」<sup>7</sup>の設置を働きかけ、「幼稚園・保育所等から就学」、「中学校から高等学校」への移行支援を行うネットワークづくりを推進します。
- 特別な支援を必要とする生徒への学習・生活・進学・就職等をサポートする私立中学校、高等学校を支援します。

2 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。なお、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

3 就労アドバイザー：知的障害特別支援学校高等部等の卒業生の就職率の向上のため、就職先・実習先の開拓や関係機関との連携体制の構築などを行う。平成27年度より愛知県立春日井高等特別支援学校、豊田高等特別支援学校に配置している。

4 個別の教育支援計画：障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成する計画

5 個別の指導計画：幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画

6 特別支援教育コーディネーター：校長より指名され、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関との連携・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員

7 特別支援教育連携協議会：教育、医療、福祉、労働等が一体となって障害のある子ども及びその保護者等の多様なニーズに応え、乳幼児期から学校卒業後までに生涯にわたって一貫して支援するための総合的なシステムを構築することを目的とした協議会

## ②特別支援学校の教育環境の整備及び通学環境の改善

- 新たな知的障害特別支援学校の設置を推進します。
- 小・中学校や高等学校の余裕教室などを活用した分校、分教室の設置を検討します。
- スクールバスの整備を推進します。

## ③インクルーシブ教育システムの構築

- 市町村就学相談支援事業<sup>8</sup>を通して、個々の幼児児童生徒の障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた、市町村教育委員会による総合的な観点からの就学先の決定を支援します。
- 全教員を対象としたユニバーサルデザインの授業<sup>9</sup>などの研修を充実します。
- 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習を推進します。
- 障害のある幼児児童生徒が十分な支援を受けるための合理的配慮に向けた人的配置や環境整備の充実に向けた検討を行います。

## ④関係機関と連携した就労支援

- 「キャリア教育・就労支援推進委員会」<sup>10</sup>による就労支援策の検討を行います。
- 愛知労働局、県産業労働部との連携による企業に向けた働きかけを行います。
- 知的障害特別支援学校を拠点として、「就労アドバイザー」の配置を推進します。

8 市町村就学相談支援事業：市町村の就学相談及び就学事務担当者を対象に、専門家による指導や就学を中心とした教育支援の具体的な方策の検討を行う事業

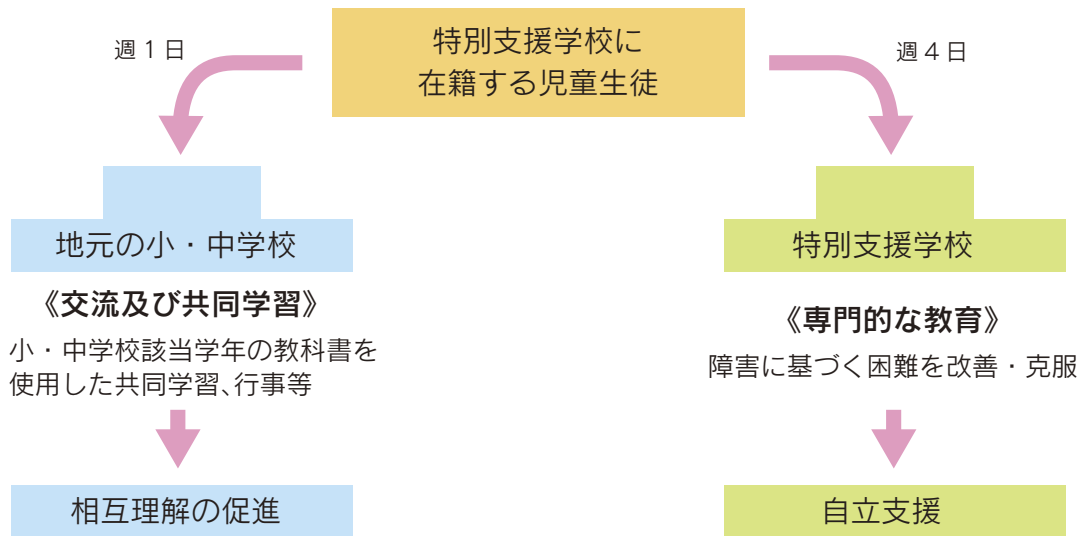
9 ユニバーサルデザインの授業：特別な配慮・支援を必要とする児童生徒だけでなく、全ての児童生徒にとって分かりやすい授業

10 キャリア教育・就労支援推進委員会：学識経験者、企業関係者、労働部局関係者、福祉部局関係者、学校関係者等を委員とする就労支援策の検証や検討を行う委員会



## 【肢体不自由児スクールクラスターモデル事業(平成 24 年度～平成 28 年度)】

障害のある子ども一人一人の「専門的な教育を受けたい」、「地域の学校で学びたい」といった教育的ニーズに適切に対応するため、県内の肢体不自由特別支援学校小・中学部に在籍する児童生徒をモデルとして、スクールクラスター(地域内の教育資源(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室など)の効果的な組合せ)の在り方を研究する事業



※ 本事業の成果も踏まえ、幼稚園・保育所等、小・中学校と特別支援学校との間で行われている交流及び共同学習を積極的に推進していきます。

## (4) 外国語教育の推進

- グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、身近な生活の中で人、もの、情報等に関して世界とのつながりを持つようになり、外国語や外国の文化に触れる場面、外国の人と関わる機会が増えてきています。
- グローバル化は今後も一層進むと予測されており、日本人としてのアイデンティティや、我が国・地域の伝統と文化等に対する深い理解を前提として、異文化理解や異文化コミュニケーションのために、国際共通語としての英語の力がますます重要になると考えられます。そこで、子どもたちが英語を用いてコミュニケーションを図る体験を積み重ねながら、積極的に英語を使おうとする態度を育ていけるよう、英語教育を充実していくことが必要です。
- 平成 27 年 6 月、国は小学校・中学校・高等学校の各段階を通じて英語教育を充実し、子どもたちの英語力の向上を図る「生徒の英語力向上推進プラン」を策定しました。また、学習指導要領の次期改訂においては、小学校中学年から外国語活動を行うことや高学年から英語を教科化すること、中学校や高等学校での指導・評価を改善すること、小・中・高それぞれの学びを円滑に接続することなどが大きな柱となっています。
- このような改革の中、子どもたちの英語力向上のために必要となる人材の確保や教員の研修、学校における指導体制の充実に、県教育委員会・市町村教育委員会・大学等が連携して取り組むことが必要です。

### 施策体系

#### ①外国語や外国文化を学ぶ機会の充実

海外派遣・留学支援の推進、「イングリッシュキャンプ in あいち」<sup>1</sup>の充実、海外の言語を学ぶ機会づくり

#### ②英語教育の一層の充実

A L T<sup>2</sup>・外部講師の活用、英語教育の研究推進と成果共有、優秀な人材の確保

#### ③教員研修の充実

「英語教育推進リーダー」<sup>3</sup>の養成、ハブスクール 12 校を核とした研修の充実、海外派遣による教員の力量向上

## 施策の展開

## 第2章

① 個に応じたきめ細かな教育を充実させ、一人一人の個性や可能性を伸ばします

### ①外国語や外国文化を学ぶ機会の充実

- 児童生徒が、海外研修、海外への修学旅行、姉妹校提携等を通して、海外の言語に直接触れる機会の拡充に努めます。
- 県内に在住する海外からの留学生と、県内の児童生徒との交流を促進します。
- 英語コミュニケーション能力を宿泊生活の中で育成する「イングリッシュキャンプ in あいち」の内容の一層の充実を図ります。
- 高校生の海外研修や留学支援の事業を一層推進するとともに、海外の高校生を積極的に受け入れ、海外の文化に接する機会を広げます。
- グローバル人材の育成や先進的な英語教育に取り組む学校が連携するための組織をつくり、留学生等も参加する研究発表会等を通じて成果の共有を図るとともに、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力の伸長を図ります。
- 県立高等学校において、海外の文化や言語を学べるコースの設置を検討します。
- 外国の大学への円滑な進学と、企業等に勤める外国人技術者・研究者の子ども等の円滑な受入れができるよう、県立高等学校における国際バカロレア<sup>4</sup> 資格の取得を目指すコース等の設置について研究を進めます。
- ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や本県が招致している F I F A フットサルワールドカップ 2020 の開催に向け、高校生を将来の国際大会ボランティアとして養成します。

### ②英語教育の一層の充実

- 公立小・中学校で A L T、外部講師を活用できるよう、国の動向も踏まえながら、市町村教育委員会や大学等と連携を図ります。
- 小学校の英語科の指導と適切な評価の在り方について研究を進め、県内の小学校にその成果を還元します。
- 愛知県公立学校教員採用選考試験において、「英語有資格者特別選考」を継続し、英語教育の充実のための人材を確保します。

1 イングリッシュキャンプ in あいち：県内の公立小学校6年生と中学生、県立高校生を対象に行う英語の宿泊研修。英語力や目的に合わせて三つのクラスに分かれ、英語漬けの共同生活を送る中で、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る。

2 ALT：Assistant Language Teacherの略。外国語指導助手。ALTは基本的には担当教員の指導の下、担当教員が行う授業にかかる補助をする。

3 英語教育推進リーダー：英語によるコミュニケーション能力を有し、グローバル化に対応した人材の育成を強化する国の中央研修を修了した者。研修指導者として、各地で中核となる小学校教員や中・高等学校の外国語（英語）担当教員の研修や授業・評価の改善のための指導・助言を行う。

4 国際バカロレア：国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。国際バカロレア（IB:International Baccalaureate）は、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解してそのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置

- 英語教育以外の外国語カリキュラムの開設、ネイティブ・スピーカーの雇用、英語教員の海外研修への派遣など、外国語教育を推進し、グローバル人材の育成に取り組む私立高等学校を支援します。
- ネイティブ・スピーカーとして外国語教育を担当する外国人教員、外国語教育を担当する教員の職務を助ける外国人職員を雇用している私立中学校を支援します。

### ③教員研修の充実

- 先進的英語教育の拠点となる県立高等学校 12 校をハブスクールとして指定し、指導方法の研究や地区別研修を行う「あいちスーパーイングリッシュハブスクール事業」と、全ての英語科の教員を対象に、生徒の英語のコミュニケーション能力を向上させる指導技法を身に付けるための「英語教育指導者研修」を継続します。
- 「英語教育推進リーダー」を養成し、英語指導に当たる教員の資質向上のための研修を計画的に進めます。
- ハブスクール 12 校を核として、小・中・高の英語教育に携わる教員の合同研究・研修等、相互交流を促進し、連続性を持った英語の学びを実現します。
- ビクトリア州との間で行う教員の相互派遣事業や英語科の教員をビクトリア州に派遣する「英語教員スキルアップ研修」を今後も継続実施するなど、英語科の教員の資質と指導力の向上を図ります。





▲小学校外国語活動の様子



▲「イングリッシュキャンプ in あいち」での活動風景

## (5) 理数教育の推進

- 科学技術の進展はめざましく、我が国はその先頭を走って世界をリードしています。しかし、近年では、新興国の台頭等によって国際的な競争が激しくなっています。科学技術立国として今後も発展していくために、研究者や技術者になり得る新たな人材を育成していくことは、我が国の未来にとって大きな課題です。
- 本県は、自動車産業、航空宇宙産業等のものづくり産業を基盤に発展してきており、これからもロボット産業等、新たな科学技術イノベーションによって「日本一元気なあいち」を目指しています。そのための人材の育成は、本県にとっても重要な課題です。
- 「平成 27 年度全国学力・学習状況調査」の本県の結果によると、「理科の勉強は好き」と答えた割合は、小・中学生共に全国平均を上回っていますが、「将来、理科や科学技術に関係する職業に就きたい」と答えた割合は、小・中学生共に全国平均を下回っています。
- このような現状を踏まえ、子どもたちの理科への興味・関心を、将来の科学技術に関する学びや職業につなげていくために、子どもたちの知的好奇心や探究心を刺激し、科学的な見方や考え方を養う学びを工夫することが必要です。そして、理数教育の充実を図る国の事業を活用したり、大学や企業と連携したりしながら、理数教育をさらに進めていく必要があります。

### 施策体系

#### ①高等学校での高度な理数教育の推進

理数教育の研究推進と成果の共有、教育環境整備の推進、大学と連携した高度な理数教育の実施

#### ②科学技術への関心を高める取組の推進

科学技術の普及・啓発の推進、「あいち科学の甲子園」の開催

#### ③理科授業の充実

実験補助員の配置、教員研修の推進

## 施策の展開

### ①高等学校での高度な理数教育の推進

- スーパーサイエンスハイスクール<sup>1</sup>を始めとする科学技術教育に力を入れている高等学校が参加する「あいち科学技術教育推進協議会」を実施し、研究や取組の成果を広く共有します。また、大学や研究機関等も含めた研究発表の場である「科学三昧 in あいち」について、参加校や参加者の一層の拡大を図ります。
- 理科教育設備の充実を図り、観察・実験などを通して実物に触れて探究的な学習を実施することができる教育環境を整備します。
- 県内6大学の協力の下に実施している「知の探究講座」<sup>2</sup>を継続実施するなど、先進的な理数教育を受ける場を一層充実していきます。
- スーパーサイエンスハイスクールの指定を受けている私立高等学校を支援します。

### ②科学技術への関心を高める取組の推進

- 県内の中・高校生を対象に、「サイエンス実践塾」<sup>3</sup>を開催し、広く科学技術の普及・啓発を図ります。また、科学技術普及啓発団体のネットワークをつくり、県内の幼児・小学生を対象に、科学技術普及啓発イベントを開催します。
- 児童生徒の科学技術に対する興味・関心の醸成を図るため、少年少女発明クラブ<sup>4</sup>の設置促進及び活性化を支援します。
- 女子生徒の理系分野への関心を高める取組を行います。
- チームで科学に関する競技に取り組む「あいち科学の甲子園(高校生対象)」「あいち科学の甲子園ジュニア(中学生対象)」を開催して、科学に関する興味・関心を高めるとともに、科学の楽しさやおもしろさを味わう機会を通して科学好きの生徒を育てます。

### ③理科授業の充実

- 小学校の理科の授業を充実するため、理科実験補助員の配置を進めます。
- スーパーサイエンスハイスクール事業等の成果を広く普及するとともに、理科教員の指導力向上を目的とした取組を推進します。
- 高等学校における理科教員の指導力向上を目的とした理科教員地区別研修を実施します。

1 スーパーサイエンスハイスクール：文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高等学校として指定する制度

2 知の探究講座：科学技術分野の優れた人材を育成するために、県内六つの大学の協力を得て県教育委員会が設定する高校生対象の先進的な理数教育講座

3 サイエンス実践塾：本県の最先端の研究施設「知の拠点あいち」等で実施している産学行政連携の共同研究事業と協働した中学生・高校生対象の研究体験会

4 少年少女発明クラブ：子どもたちの自由な発想を尊重し、科学技術に対する夢と情熱を育み、創造力豊かな人間形成を図ることを目的としたクラブ。全国47都道府県に約210のクラブが設置されており、愛知県では、現在全国1位となる23クラブで子どもたちが創作活動を行っている。

## (6) 情報教育の充実

- 情報化社会の急速な進展に伴い、身の回りには多くの情報があふれるようになりました。今後も、情報通信技術の進歩により、社会の情報化はますます進んでいくものと思われます。子どもたちにとって、情報化社会での学びを広げ、生活を快適なものにし、安全に未来を生きていくために、情報活用能力を身に付けることが必要です。
- 文部科学省の定義によれば、情報活用能力とは、必要な情報の主体的な収集・判断等に関わる「情報活用の実践力」、情報手段の特性の理解等に関わる「情報の科学的な理解」、情報モラルや情報に対する責任等に関わる「情報社会に参画する態度」の3観点で整理されており、小・中学校、高等学校を通してバランスよく育成するものとされています。
- 特に、これからの社会では、著作権や肖像権等の権利を尊重する法的な観点、個人情報保護等の情報セキュリティの観点、SNS<sup>1</sup>等ネットワーク上のトラブルから身を守る観点から、高度な情報モラルを身に付けることが極めて大切となります。
- 子どもたちの情報活用能力を育成するために、今後もICT<sup>2</sup>環境の整備を図るとともに、実際の授業場面でICTを活用できるよう教員の知識や技能も高めながら、計画的に情報教育を推進していく必要があります。

### 施策体系

#### ①情報活用能力の育成

情報モラル向上への啓発推進、教員研修の充実、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」<sup>3</sup>の充実、授業でのICTの活用

#### ②学校の情報化の推進

ICT環境の整備、ICTの活用に関する教員研修の充実



## 施策の展開

### ①情報活用能力の育成

- 県主催の保護者向けスマホ教室、文部科学省の委託事業「e- ネットキャラバン」<sup>4</sup>などの活用を推奨し、情報モラルに関する保護者への啓発や児童生徒の学習、教員の研修を進めます。
- ネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、関係機関と連携して教員の研修を進めます。
- 各校の情報教育指導計画に基づき、教育活動全体を通して情報活用能力の育成に努めます。また、特に発達段階に合わせて情報モラルに関する指導を推進するとともに、主な実践内容を道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」に掲載し、成果や課題等を共有します。
- 指導の意図や授業の目的に合わせて、デジタルコンテンツ<sup>5</sup>を取り入れるなど、ICTを活用して「わかる授業」づくりに取り組みます。【再掲】
- 先進的なICTを活用した授業を積極的に推進し、生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。

### ②学校の情報化の推進

- 無線LANやタブレット端末などのICT教育環境の整備に努めます。
- ICTの活用方法や指導方法等について教員研修を行い、指導能力の向上に努めます。
- 課題探究活動や発表活動を取り入れた主体的な学習を行うため、全ての県立高等学校にプレゼンテーションルームを整備することを目指します。【再掲】
- 情報教育の推進を図るため、教育用コンピュータを整備している私立中学校、高等学校を支援します。【再掲】

1 SNS：P.11に掲載

2 ICT：P.11に掲載

3 道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」：小・中学生の道徳性向上のため、家庭・地域・学校の協働体制の構築を促進し、学校での道徳教育を推進するためにつくられたWebサイト。各小・中学校での取組を紹介している。

4 e- ネットキャラバン：子どもに迫るネット危機の実態や特徴を学び、判断力等の不十分な子どもをインターネットのトラブルから守ることを目的に行う、保護者・教職員等を主な対象とした国の講師派遣事業

5 デジタルコンテンツ：P.23に掲載

## (7) 日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実

- 国籍や民族などの違いにかかわらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、共に安心して暮らせ活躍できるような多文化共生社会の形成を推進していく必要があります。
- 本県における外国人県民の中で最も多いのはブラジル人ですが、ブラジル人が減る一方でフィリピン人・ベトナム人など東南アジア出身者が増えるなど、多国籍化が進んでいます。さらに、永住志向が高まったり、居住地が散在化するなど、様々な面から状況は多様化してきています。
- 平成 26 年度の文部科学省の調査によると、本県は日本語指導が必要な外国人児童生徒数が 6,373 人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が 1,438 人と、ともに全国最多であり、きめ細かな学習及び学校生活適応の支援を進めていく必要があります。
- そのためには、公立小・中学校で日本語教育適応学級担当教員<sup>1</sup>や母語による生活適応支援等を行う語学相談員、県立高等学校における外国人生徒教育支援員の配置の充実と併せて、日本語指導を必要とする外国人児童生徒の学びの場の整備を推進していくことが求められています。
- また、管理職や日本語指導を担当する教員の研修の充実や、教員養成学部を有する大学での日本語指導に関する講座の設置の促進などにより、教員の資質の向上を推進していくことが必要です。

### 施策体系

#### ①受入体制の整備への支援

日本語教育適応学級担当教員・語学相談員・外国人生徒教育支援員の配置の拡充、特別な入学者選抜の実施校の拡大、プレスクールの設置の促進

#### ②日本語指導に関わる教員の資質の向上

教員採用試験における外国語(ポルトガル語、スペイン語、中国語)堪能者選考の実施、教員研修の充実

#### ③地域における日本語学習への支援

外国人学校への支援、地域の日本語教室への支援

#### ④保護者に対する働きかけの推進

子どもたちの進路に関する情報の提供

## 施策の展開

### ①受入体制の整備への支援

- 公立小・中学校における日本語教育適応学級担当教員の配置や、語学相談員による生活適応相談の充実を図ります。
- 県立高等学校における外国人生徒教育支援員の配置の拡充を図ります。
- 県立高等学校における外国人生徒等を対象とした特別な入学者選抜の実施校の拡大を図ります。
- 就学前の子どもを対象としたプレスクールの設置を促進します。
- 市町村教育委員会に「日本語能力測定方法」<sup>2</sup>の活用を働きかけ、公立小・中学校における日本語能力の把握による適切な支援を図ります。
- 公立小・中学校における「特別の教育課程」<sup>3</sup>による日本語指導の充実を図ります。
- 学校やNPO等を対象とした情報共有や意見交換の場をつくるなど、学校とNPO等との連携を検討していきます。【再掲】

### ②日本語指導に関わる教員の資質の向上

- 愛知県公立学校教員採用選考試験において、「外国語(ポルトガル語、スペイン語、中国語)堪能者選考」を継続し、日本語指導の充実のための人材を確保します。
- 管理職や日本語教育適応学級担当教員を対象とした研修を充実します。
- 教員養成学部を有する大学に対して、帰国・外国人児童生徒の教育に関する講座の開設に向けた働きかけを行います。

### ③地域における日本語学習への支援

- 「日本語学習支援基金」<sup>4</sup>の活用により、外国人学校に対して日本語指導者の雇用に関わる経費への支援や、日本語学習教材の購入費の支援を行います。
- 「日本語学習支援基金」を活用した地域の日本語教室への助成や、日本語指導ボランティアの養成により、地域における日本語学習を支援します。

### ④保護者に対する働きかけの推進

- 子どもたちが自分の可能性を伸ばしていけるよう、日本の教育制度に対する理解や、進学に関する情報の提供など、保護者の就学意識・意欲を高める働きかけを実施します。

1 日本語教育適応学級担当教員：日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援、生活適応支援を行う教員

2 日本語能力測定方法：文部科学省が開発した日本語能力を測定する客観的な基準

3 特別の教育課程：児童生徒が学校生活を送る上や教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態

4 日本語学習支援基金：外国人児童生徒の日本語学習支援を目的として、地元経済団体の賛同を得て創設した県及び民間拠出による基金

## (8) 貧困状態にある子どもたちへの支援の充実

- 日本における子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、国の調査によると、17歳以下の子どもの約6人に1人が貧困状態にあるとされています。

家庭の経済格差が教育や社会体験の格差につながることを防ぐよう、学ぶ意欲のある全ての子どもたちに質の高い教育を受ける機会を保障し、能力・可能性を最大限伸ばして夢に挑戦できるようにすることが、一人一人の豊かな人生の実現のみならず、今後の日本の成長・発展につながっていきます。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を越えて連鎖したりすることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要です。

- 本県においても、平成27年3月に「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「教育の支援」を始めとする直接的な貧困対策に加え、関連する子ども・子育て支援施策に一体的に取り組み、子どもの貧困対策を総合的に推進していくこととしています。

特に「教育の支援」については、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的な対策を推進するとともに、教育費の負担軽減を図っていく必要があります。

### 施策体系

#### ①学校教育による学力保障の充実

少人数指導の継続

#### ②学校を窓口とした福祉関係機関との連携、相談体制の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー<sup>1</sup>の配置、家庭教育相談員(コーディネーター)・家庭教育支援員<sup>2</sup>による相談の充実、私立高等学校における生徒へのカウンセリング体制への支援

#### ③教育費負担の軽減

就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、入学納付金補助、授業料軽減等による修学継続支援

#### ④学習支援の推進

地域未来塾<sup>3</sup>、放課後子ども教室<sup>4</sup>等を活用した学習支援

#### ⑤子どもの就労支援

学校とハローワークが連携した生徒の就職支援、就労支援機関との連携



## 施策の展開

### ①学校教育による学力保障の充実

- 家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されるよう、公立小・中学校においてティーム・ティーチングなどによる少人数指導を継続するため、必要な教員を引き続き配置します。【再掲】

### ②学校を窓口とした福祉関係機関との連携、相談体制の充実

- 公立小・中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続し、不登校などの問題の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。
- 市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用、配置の方法について検討し、相談体制の整備を進めます。
- 県立高等学校における教育相談体制や福祉関係機関との連携体制を強化するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充に努めます。【再掲】
- 不登校などの問題を抱える家庭に対し、家庭教育相談員（コーディネーター）による訪問・電話相談や、家庭教育支援員（大学生、大学院生によるホームフレンド）の派遣を行い、問題の早期発見、早期解決や児童生徒の心の安定を図ります。
- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。【再掲】

### ③教育費負担の軽減

- 公立高等学校・専修学校高等課程等における就学支援金、奨学金貸付金、奨学給付金、私立高等学校・専修学校高等課程等における入学納付金補助、授業料軽減、特別支援学校における就学奨励費制度を周知し、修学継続のための支援を行います。小・中学校における就学援助については、市町村に対して、制度の趣旨に沿った援助の実施を引き続き働きかけます。

### ④学習支援の推進

- 家庭学習が困難な子どもや学習習慣が十分に身に付いていない子どもの学習機会を確保するため、市町村と連携し、地域未来塾や放課後子ども教室、土曜学習事業等を活用した学習支援を行います。

### ⑤子どもの就労支援

- 定時制高校の生徒がジョブサポーター<sup>5</sup>を活用できるようにするなど、学校とハローワークが連携し、生徒の就職支援を行います。中退者等についても、就労支援施設とニート等の若者の就労支援機関（地域若者サポートステーション<sup>6</sup>）との連携を図るなど若者への就労支援を行います。

1 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー：P.27に掲載

2 家庭教育相談員（コーディネーター）・家庭教育支援員：家庭教育相談員（コーディネーター）は、小・中学校教員経験者等が、不登校を中心とする家庭教育上の問題について相談を受けたり、家庭訪問をするもの。家庭教育支援員は、教育分野への就職を目指す大学生等が不登校児童生徒（原則として小・中学生）の家庭を訪問し、話し相手・遊び相手になることを通して、家庭内における児童生徒の心の安定を図るもの

3 地域未来塾：学習が遅れがちなどの中学生等を対象とした地域住民の協力等による原則無料の学習支援

4 放課後子ども教室：P.24に掲載

5 ジョブサポーター：全国の新卒応援ハローワークやハローワークを拠点に、大学や高等学校などの新卒者・既卒者に対する様々な就職支援を専門に行う。

6 地域若者サポートステーション：働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う施設で、厚生労働省が認定した全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人、株式会社などが運営



## ② 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、道徳性・社会性を育みます

### (9) 道徳教育の充実

- 内閣府の「平成 25 年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」<sup>1</sup>によれば、「自分自身に満足している」と答えた我が国の若者の割合は、他の国に比べて低いという結果が出ています。かけがえのない自分を大切に思う気持ちは、自己肯定感の原点となるものであり、他の人を大切に思う気持ちにもつながっていくものです。家庭や地域では愛情豊かに育てることを、幼児教育では人やものとの関わりを大切にさせることを、学校教育では一人一人の存在を大切にすることを通して、全ての大人が命の大切さを子どもたちに伝え、自己肯定感と他の人への思いやりの心を育てていく必要があります。
- 平成 27 年 3 月、国は学習指導要領の「道徳」を、「特別の教科 道徳」に改訂しました。具体的には、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなどして指導方法を工夫し、子どもたちの成長を継続的に把握することによる評価を行うこと等が改善のポイントとされています。この改訂に伴い、小・中学校では、「考え、議論する」道徳科として、授業方法の改善や評価の在り方の検討など、新たな対応が求められています。
- また、情報化社会の進展に伴い、ネット上のいじめやトラブル、犯罪の増加が、社会全体の問題となっています。便利ではありますが、悪用すると影響が計り知れないツールだからこそ、それを使う人間のモラルを一層高めていく必要があります。家庭はもとより、県民全体で問題意識を共有し、情報モラルの向上に努めていくことが必要です。

### 施策体系

#### ①命を大切にする教育の充実

様々な体験活動の推進、命の大切さを実感できる教育活動の推進

#### ②道徳の授業を核とした道徳教育の充実

「特別の教科 道徳」の授業研究の推進、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」<sup>2</sup>の活用、学校教育全体を通じた道徳教育の充実

#### ③情報モラル教育の充実

県民への啓発活動の充実、関係機関と連携した活動の推進

## 施策の展開

### ①命を大切に教育の充実

- 世代や年齢を越えた交流、異校種間での交流、集団での交流活動など、学校と地域が協力して、様々な体験活動を一層推進します。
- 家庭や地域と連携し、幼児教育、学校教育のあらゆる場面、あらゆる機会を捉えて、命の大切さを実感できる教育活動を行います。

### ②道徳の授業を核とした道徳教育の充実

- 「特別の教科 道徳」の実施(小：平成30年度・中：平成31年度)を見据え、研究指定校において授業方法や評価の在り方等について研究するとともに、その成果を各学校に伝達し、道徳の授業の充実を図ります。
- 地域の人々や保護者等に道徳の授業を公開し、学校と家庭や地域が連携して児童生徒の豊かな心を育むようにします。
- 小・中学校における道徳教育の取組を、道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」で紹介して、学校間で共有できるようにします。
- 道徳教育指導参考資料「明日を拓く」や地域ゆかりの偉人をまとめた副読本、地域に根付く伝統・文化や地域でのボランティア活動などを取り上げた教材を活用するなど、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を展開します。
- 道徳教育における優れた取組の成果を各学校に還元して、県全体に普及させます。

### ③情報モラル教育の充実

- 保護者を始め県民に向けて、児童生徒の健全育成やモラル・マナーの向上について、家庭・地域・学校が連携し、社会総がかりで取り組むための啓発を行います。
- スマートフォン・携帯電話等の適切な使い方や情報モラルについて、保護者への啓発を継続します。【再掲】
- 関係機関と連携しつつ、出前講座などを通して児童生徒の情報モラルの向上を図ります。
- 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。【再掲】

1 平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査：日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの計7か国、満13歳から満29歳までの男女への調査。「私は、自分自身に満足している」に「そう思う」と答えた割合は、①アメリカ(86.0%)、②イギリス(83.1%)、③フランス(82.7%)、④ドイツ(80.9%)、⑤スウェーデン(74.4%)、⑥韓国(71.5%)、⑦日本(45.8%)という結果であった。

また、「自分には長所があると感じている」に「そう思う」と答えた割合は、①アメリカ(93.1%)、②ドイツ(92.3%)、③フランス(91.4%)、④イギリス(89.6%)、⑤韓国(75.0%)、⑥スウェーデン(73.5%)、⑦日本(68.9%)という結果であった。

2 道徳教育総合推進サイト「モラルBOX」：P.41に掲載

## (10) 人権教育の推進

- 人権の尊重は、人類共通の普遍的理念であり、全ての人々の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎です。しかし、残念ながら現実には、社会構造の複雑化や価値観の多様化の中で、様々な人権侵害が起きています。子どもたちの身の回りでも、児童虐待、いじめ、インターネットによる人権侵害、障害があることや同和問題に起因する差別や偏見などの問題が存在しており、その解決に努めていかなければなりません。
- また、グローバル化、高齢化といった社会情勢を踏まえ、国籍、文化、習慣、性別、世代、考え方等の違いを認め合った上で多様な価値観を受け入れ、互いの人権を尊重し、「共生」できる社会をつくっていくことも求められています。
- 本県では、平成26年3月に改訂した「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」<sup>1</sup>に基づき、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権啓発の拠点である「あいち人権啓発プラザ」<sup>2</sup>を活用し、家庭、地域社会、学校等あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進に取り組んでいるところです。とりわけ、学校においては、子どもたちの発達段階や実態に即し、各教科、道徳、特別活動等を含めた教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にされた教育を推進していくことが必要です。

### 施策体系

#### ①人権啓発の推進と人権に関する指導の充実

様々な人権啓発活動の推進、児童生徒への指導の充実、教職員研修の充実、PTAなどに対する啓発の充実

#### ②社会福祉に貢献できる人材の育成

体験活動・ボランティア活動等の推進、教科「福祉」等の充実

1 人権教育・啓発に関する愛知県行動計画：人権が尊重される社会を実現するため、各部署が連携して人権教育・啓発を進めていくための行動計画

2 あいち人権啓発プラザ：人権に関する情報発信や啓発活動等の拠点施設で、人権情報の収集・発信、研修・学習の支援などの諸事業を実施

## 施策の展開

### ①人権啓発の推進と人権に関する指導の充実

- 人権週間<sup>3</sup>において、ポスター・新聞等を活用した啓発、人権講演会を開催するとともに、「あいち人権啓発プラザ」を拠点として、様々な啓発活動を行います。
- 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園<sup>4</sup>においては、幼児の発達特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くように努めます。
- 児童生徒の発達段階等に合わせ、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等、「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」で重要課題<sup>5</sup>と位置付けた人権に関する問題についての指導を推進します。特に、人権週間においては、校長講話、講演、映画鑑賞など様々な取組を行い、人権について考え、学ぶ機会をつくります。
- 児童生徒が人権問題を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるよう、体験・参加型の学習を取り入れるなど、効果的な学習方法や指導方法の工夫・改善に努めます。
- 教職員が、人権教育に対する理解と認識を深め、資質の向上を図るために、校長・教頭研修を始め職務や経験年数に応じた研修を進めます。
- 地域の実情に応じた人権の課題に関して、研究指定校等の実践的な取組や研究の成果などを全県的に紹介し、各学校における指導方法・内容の改善や充実に努めます。
- P T A関係者、市町村教育委員会等を対象として研修会や学習会などを開催し、人権啓発に努めます。
- 私立学校が、人権学習・教育に取り組むことができるよう、研修や会議などの様々な機会を捉え、人権に関する資料を配布する等、周知に努めます。

### ②社会福祉に貢献できる人材の育成

- N P O・社会福祉協議会・福祉関係団体等と連携しながら、保育・介護体験や職場体験、高齢者・障害者との交流、ボランティア活動、認知症サポーター養成などを推進します。
- 教科「福祉」等を通して、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成します。

3 人権週間：1948年12月10日の国連総会で、「世界人権宣言」が採択され、国連はこれを記念して12月10日を「人権デー」としている。国内では、12月4日から人権デーまでの1週間を「人権週間」として、全国的な啓発活動が行われる。

4 幼保連携型認定こども園：P.17に掲載

5 重要課題：①女性②子ども③高齢者④障害者⑤同和問題⑥外国人⑦感染症患者等⑧犯罪被害者等⑨インターネットによる人権侵害⑩ホームレス⑪様々な人権をめぐる問題（アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性同一性障害者・同性愛者等性的少数者、婚外子、拉致被害者等）

## (11) いじめ・不登校等への対応の充実

- いじめは、子どもの心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校などの背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは、スマートフォンや携帯電話などによってネット上で行われることも増え、外から一層見えにくいものとなっています。
- 国立教育政策研究所の研究によれば、多くの子どもたちがいじめに被害者としてだけでなく加害者としても関わっており、被害者も加害者も比較的短期間で大きく入れ替わる事実があるとされています。いじめは、「いじめる子ども」と「いじめられる子ども」という単純な関係性で捉えられない場合が多く、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであり、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであるという認識を明確に持つことが必要です。
- 不登校も、不安などの情緒的混乱や無気力等の原因に加え、親子関係をめぐる問題、友人関係をめぐる問題など、様々な背景を持つケースが増えてきており、もはや特別な状況下で起こるとは限らず、どの子どもにも起こり得ると捉えることが必要です。
- いじめや不登校等の問題で大切なのは未然防止であり、そのために全ての子どもたちが自己肯定感や自己有用感を持てる、魅力ある学校をつくっていくことがその基本です。そして、問題を早期に発見する努力をしつつ、個に応じて初期対応を組織として適切に行っていくことが必要です。
- 県においても、日頃から「愛知県いじめ防止基本方針」を有効に機能させて学校を支援するとともに、各市町村のいじめ防止に関する取組を支援することが必要です。

### 施策体系

#### ①未然防止と早期発見

家庭・地域等との連携の強化、学校の体制強化の取組推進、ネットパトロール事業<sup>1</sup>の継続

#### ②教育相談体制の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー<sup>2</sup>の活用、電話相談・家庭教育相談員(コーディネーター)<sup>3</sup>等の活用

#### ③学校と関係機関との連携

教員研修の推進、警察と連携した対応の推進



## 施策の展開

### ①未然防止と早期発見

- いじめの未然防止・早期発見に向けて、いじめの特性や態様等について家庭や地域に広報し、社会総がかりでいじめを防ぐ気運を醸成します。
- 学校だけでは解決困難な多様化・複雑化・深刻化した問題行動に対応するため、家庭や地域等との効果的な連携・協働の在り方について研究を進めます。
- いじめや不登校等についての見方や考え方、対応方法やカウンセリングの方法等について、教職員の研修を進めます。
- 自己肯定感や自己有用感を育てる魅力ある学校づくり、教育相談体制の充実、組織による生徒指導に努め、児童生徒への目配りや支援をきめ細かに行うことで、いじめや不登校の未然防止・早期対応を図ります。
- いじめ防止に向けた児童生徒による日常の自治的活動や、道徳の授業を核にしたいじめ防止への児童生徒の意識を高める学びを通して、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- ネットパトロール事業を継続し、ネット上のいじめの早期発見・早期対応に取り組みます。
- いじめや体罰の未然防止に資する教員研修等を実施している私立高等学校を支援します。
- 生徒への情報モラル向上に関する講演会、研修等を実施している私立高等学校を支援します。【再掲】

### ②教育相談体制の充実

- 公立小・中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続し、不登校などの問題の未然防止、早期発見・早期対応を図ります。【再掲】
- スクールカウンセラーの専門性を生かした相談活動を一層推進するとともに、スクールカウンセラーによる予防的な取組やいじめ不登校対策委員会での助言を活用するなど、校内の教育相談体制を充実します。
- スクールソーシャルワーカーの効果的な活用について研究し、その成果と課題を踏まえて県立学校への配置を進めます。また、市町村教育委員会と連携し、公立小・中学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用、配置の方法について検討し、相談体制の整備を進めます。【再掲】

1 ネットパトロール事業：インターネット上の誹謗中傷などを監視し、トラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐことを目的とした事業

2 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー：P.27に掲載

3 家庭教育相談員（コーディネーター）：P.45に掲載

- いじめや不登校等に悩む児童生徒や保護者が、電話相談したり家庭教育相談員(コーディネーター)等と面談したりできる体制を充実します。
- 不登校の児童生徒の家庭に教育分野への就職を目指す大学生等を話し相手、遊び相手として派遣し、児童生徒の心の安定を図ります。
- 不登校児童生徒に対する支援を強化するため、適応指導教室<sup>4</sup>の効果的な活用を図るとともに、国の動向も踏まえながらフリースクール<sup>5</sup>等との連携を検討していきます。

**【再掲】**

- 生徒へのカウンセリングを担当する教職員を配置している私立高等学校を支援します。**【再掲】**
- 不登校生の受入れに取り組んでいる私立高等学校を支援します。

**③学校と関係機関との連携**

- ネット上のいじめへの対応力や、児童生徒の情報モラルに関する指導力の向上のため、関係機関と連携して教員の研修を進めます。**【再掲】**
- いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応のために、学校と警察との情報連携・行動連携を一層推進し、児童生徒の健全育成に努めます。

**電話相談**

- **24 時間電話相談「子どもSOSほっとライン 24」**  
0570-0-78310 (全国統一番号「なやみいおう」)
- **家庭教育相談電話**  
052-961-0900 (相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後4時)**【生涯学習課】**
- **一般教育相談**  
0561-38-2217 (相談：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時)**【県総合教育センター教育相談研究室】**
- **「教育相談こころの電話」**  
052-261-9671 (相談：午前 10 時～午後 10 時)**【(公益)愛知県教育・スポーツ振興財団】**  
※ただし、年末年始(12月28日午後5時～1月4日午前10時)を除く。

4 適応指導教室：P.27に掲載  
5 フリースクール：P.27に掲載



▲心を一つにして、ジャンプ！  
～中学校の体育祭～



▲さあ、みんなで創り上げよう！  
～高等学校の体育祭～

## (12) 主権者教育の推進

- グローバル化が進展し、価値観の多様化が進む社会で生きていく子どもたちには、様々な問題の解決のために、多様な考えを尊重しつつ合意形成していくことが求められます。そのため、子どもたちが自分の身の回りの問題を発見し、それに関わる人々と協働して問題を解決していく活動を通して、民主的な社会を形成する公民としての資質・能力を身に付けていくことが必要です。
- 国では、積極的に社会参加する意欲が国際的にみて低い、という現代の高校生の実態を踏まえ、学習指導要領の改訂を視野に入れて、子どもたちが政治や法、経済の主体となること、地域社会の一員となること等について学ぶ高等学校の科目「公共」(仮称)の新設を検討しています。
- とりわけ、平成27年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が「満20年以上」から「満18年以上」に引き下げられたことにより、高校3年生など新たに有権者となっていく若い人たちの政治や選挙への関心を高め、政治的教養を育んでいくことが喫緊の課題となっています。
- 学校教育においては、政治的中立性を踏まえつつ、中学校「社会科」の公民的分野、高等学校「公民」の「現代社会」「政治・経済」を中心に、学習指導要領に基づいて政治的教養を育むとともに、社会の一員として生きるための資質や能力を育んでいくことが必要です。

### 施策体系

#### ①主体的に社会参画する活動の推進

地域での奉仕活動・体験活動の推進、社会参画の意識を高める教育の推進

#### ②政治的教養を育む指導の充実

アクティブ・ラーニング<sup>1</sup>による学習の推進、教員研修の実施

## 施策の展開

### ①主体的に社会参画する活動の推進

- 生徒が、老人福祉、障害者福祉、防災、生活安全等に関して自分の果たす役割について考え、地域に貢献したり地域の要望に応えたりする奉仕活動を通じて地域の人々との関わりを深め、きずなづくりについて学ぶ機会を充実します。
- 高校生が、町づくりや町おこし、地域の活性化等のために貢献する活動を自ら考え、体験したり実践したりできる機会の充実を図ります。
- 生徒が、労働や税金に関する問題、消費者問題、身近な法律等について学ぶために、関係機関の協力による出前授業等を積極的に活用します。
- 生徒が学校教育活動の一環として地域社会へ参加するため、ボランティア活動等に積極的に取り組む私立中学校、高等学校を支援します。

### ②政治的教養を育む指導の充実

- 良識ある公民として必要な政治的教養を育成するために、アクティブ・ラーニングを取り入れた学習を推進します。
- 高等学校・特別支援学校高等部では、総務省・文部科学省が作成した副教材「ひらわたしが拓く日本の未来」を活用し、政治的教養を育むとともに、選挙制度の理解を図ります。
- 学校教育における政治的中立性の確保に関する研修を行い、教職員が不安なく主権者教育を行うことができる環境を整えます。

1 アクティブ・ラーニング：P.6に掲載